

平成31年4回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 平成31年 4月18日(木)

午後 2時10分開会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 竹下委員, 西川委員

4 説明員 中川教育次長, 堀川教育振興課長, 吉本学校教育課長,
山口教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

報告第 1号 臨時代理処分の承認について (学校歯科医の委嘱について)

議案第 2 1号 竹原市立学校学校評議員の委嘱について

議案第 2 2号 竹原市結核対策委員会委員の委嘱について

議案第 2 3号 市立竹原書院図書館協議会委員の任命について

議案第 2 4号 竹原市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 2 5号 竹原市結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について

報告・協議 学校施設の耐震診断結果の公表について

○高田教育長 ただいまから, 平成31年第4回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第22号と議案第25号は関連議案であるため一括上程し, 議事の運営上, 議案第25号を採決後に議案第22号の採決を行うものとし, 御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第22号と議案第25号は関連議案であるため一括上程し、議事の運営上議案第25号を採決後に議案第22号の採決を行うことに決定しました。教育委員会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

○高田教育長 はじめに、報告第1号「臨時代理処分の承認について（学校歯科医の委嘱について）」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 竹原豊田医師会から3月20日付けで中学校歯科医の変更届が提出されました。歯科医師会からの推薦を受けた三好浩之先生に学校歯科医師を委嘱するものであります。この度については、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集するための時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第34条の規定により三好浩之先生に委嘱したものであります。教育長に対する権限委任規則第4条第1項の規定により、臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第21号「竹原市立学校学校評議員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 平成30年度末をもって、各学校の学校評議員の委嘱期間が任期満了に

なりましたので、今年度の学校評議員について、各校長から推薦がありましたので承認を求めるものであります。学校評議員制度については、竹原市立学校学校評議員設置運営要項に基づいて、各学校運営に関し、地域の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たし、地域に開かれた学校づくりを推進するため、小学校、中学校及び義務教育学校全校に学校評議員を置き、学校教育に資するものであります。委嘱に関わっては、教育に関する識見を有する者のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱します。委嘱期間については、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとなっております。役割については、校長の求めに応じ、それぞれの責任において学校運営や教育活動、学校と家庭、地域や社会の連携に関すること等について、意見を述べ助言を行うという内容です。あくまでも校長の意思に基づいて、意見やアドバイスを求めていく制度であります。名簿を出ささせていただきましたが、学区内の校長、元校長、元PTA会長、民生児童委員、公民館長、自治会長といった方々が名を連ねております。今年度は、11名の方が新任という形で入っておられます。全体としては、延べ52名で昨年度から4名増えております。昨年度1校当たりの評議員は4名でしたが、今年度は平均4.3人ということになります。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 西川委員 評議員の定数というか学校ごとに人数が違いますが、人数を決める基準があればお伺いしたい。
- 吉本課長 明確にこうでなければいけないというものはありません。地域によっては地区がたくさんあれば、たくさん出ているところもあります。大きな基準はありません。
- 西川委員 地域によって学校長の思いが人数に反映されているのですね。
- 吉本課長 それが基本です。
- 西川委員 今回出されている人数が年度によって大きく変わるということは基本的

にはないのですね。

○吉本課長 基本的にはありませんが、今年度から学校運営協議会への移行を想定した人数変更をしたところもあります。学校運営協議会の制度自体もありますが、来年度は学校運営協議会と学校評議員の棲み分けということで学校運営協議会を導入する学校については、規則変更をして学校評議員はなくなります。今年度から来年度で人数が変わることもありますが、学校運営協議会制度への移行を視野に入れたものです。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第22号「竹原市結核対策委員会委員の委嘱について」及びを議案第25号「竹原市結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について」は関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第25号「竹原市結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について」を提出するものでございます。文言の整理で、第3条第2項第5号の「学校長」を「校長」に改めるものでございます。「学校長」という言い方をしているところがありますが、学校教育法等においては「校長」と定められておりますので、「学校長」から「校長」に整理いたしました。続いて、議案第22号「竹原市結核対策委員会委員の委嘱について」でございます。竹原市結核対策委員会設置要綱第3条の規程によりまして、竹原市結核対策委員会委員を委嘱することについて、承認を求めるものでご

ございます。任期は2年となっております、2年前に委嘱した人は平成31年4月30日が任期満了となっております。平成31年5月1日から平成33年4月30日の期間で委嘱するものです。設置要綱第3条により、教育委員会が委嘱することについて承認を求めるものでございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員 第25号の文言の変更についてですが、普段、校長先生をお呼びする時にこれと現場での呼び方はリンクしているのですか。

○吉本課長 「学校長」という言い方は従来からありまして「校長」という言い方がすべて間違いではありませんが、法的に言うと学校教育法等で「校長」と定められていますのでそれに揃えるというものです。学校の現場で「学校長」と言っても間違いではありません。

○西川委員 法にあるから変えるということで、現場にこうしなさいというものではないのですね。

○高田教育長 学校の行事では、学校長式辞があります。法令上は「校長」であることを知っていて、「学校長」としているならいいのですが、理解できていないケースがあれば正式には「校長」と指導すべきだと思います。式次第は法令に基づくものではありませんので、運用上問題ありません。大学は「大学長」とは言わず、「学長」ですよ。「学長」も「校長」も学校教育法上、整理されています。法令に基づき今回整理されたと御理解ください。

○市川委員 保健所からの委員は保健所長に決まっているのですか。

○吉本課長 要綱で保健所長と決められていますので、従来から保健所長に依頼しています。

○高田教育長 採決については、一つの議案ごとにお諮りしていきます。事前に決めておきますとおり、議案第25号から採決を諮ります。それではお諮りいたします。議案第25号「竹原市結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○高田教育長 続いて、議案第22号「竹原市結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして議案第23号「市立竹原書院図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 市立竹原書院図書館協議会委員の任期が、平成31年4月30日付けをもちまして任期満了となります。その後任の委員を任命することについて、教育委員会の承認を求めますのでございます。委員の定数につきましては、7名以内で、図書館法第15条及び市立竹原書院図書館協議会設置条例第2条によりまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するものでございます。内訳は、学校教育関係者2名、家庭教育活動者4名、学識経験者1名の計7名となっております。学校教育関係者の北村校長が忠海中学校から賀茂川中学校に異動になりましたが、引き続きお願いし、その他の委員につきましてはこれまでと同様の委員をお願いしてまいりた

いと考えております。なお、任期につきましては、平成31年5月1日から平成33年4月30日までの2年間でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長 年に何回くらい協議会が開催されていますか。

職務代理者

○堀川課長 年に1から2回で、平成30年度は1回開催しております。平成29年度は図書館の移転がございましたので、年2回開催しております。

○浅野教育長 協議会の議題・内容はどのようなことですか。

職務代理者

○堀川課長 前年の事業報告及び当該年度の事業予定を報告し、皆様に御理解いただきながら図書館運営に務めております。

○浅野教育長 図書館に入れる本の協議はしていないのですか。

職務代理者

○堀川課長 しておりません。

○市川委員 議案書ですが、住所には学校名ではなく、学校の住所を書くべきではないですか。

○堀川課長 確認いたします。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第23号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして議案第24号「竹原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願い

いします。

○堀川課長

スポーツ推進委員の任期が、平成31年4月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を任命することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。根拠法令の記載にありますように、スポーツ推進員はスポーツ基本法の規定に基づき設置しているもので、市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図ることを目的としているものです。地域におけるスポーツ振興のコーディネーターとしての役割を担っていただいております。本市のスポーツ推進員について、スポーツ推進員設置規則により、定員を17人以内と定めており、各中学校区単位からの選出と体育協会やバンブースポーツクラブといったスポーツ推進組織から推薦いただいた方により構成しております。今回委嘱する方について、体育協会・各中学校区からの8名の方は引き続き委嘱する方で、金本英也氏は金村靖子氏に替わり委嘱をするものでございます。金本英也氏は中学校の保健体育の教員として長年学校教育に御尽力され、過去には広島県中学校体育連盟理事を務められるなど賀茂川中学校区を中心にスポーツ振興を担っていただけると考えております。任期については、平成31年5月1日から平成33年4月30日までとするものです。なお、委員数につきましては9名で、定員17名には未だに充足しておりませんが、委員確保に向け引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○竹下委員

委員は今まで17名おられたのですか。これからまだ増える予定があるのですね。

○堀川課長

今まではもう少し多くいたと思います。スポーツという定義で委員をお願いしておりましたが、軽スポーツも含めスポーツの定義を広げて検討していく必要があると考えおります。委員の確保が可能か調査・研究してまいります。

○竹下委員

実際にどういった活動をしておられるのですか。

- 堀川課長 それぞれ分野の違うスポーツをされているのですが、市内で行う駅伝やロードレース大会などにスタッフとして運営に携わっていただいております。
- 高田教育長 定数を充たしていないのは課題として認識しておりまして、以前は体育指導員で、スポーツ推進法によりスポーツ推進員になったわけですが、体育の指導者というわけではなく、本市においてスポーツに触れ合うとか親しむことを推進していただける方を探しているのですが、なかなか埋まらない状況です。他市においても苦勞されているようです。教育委員さんにも、委員が定数に達するよう御支援をお願いします。
- 浅野教育長
職務代理者 この方達は特に子どもに関わっている方ですか。竹原市民全般に関わるのですか。
- 堀川課長 中学校区で出ていただいています、その中学校の子どもだけではなく、市の行事に関わっていただいています。
- 浅野教育長
職務代理者 日々サッカーやラグビーのようなスポーツの指導をしておられる方はなく、駅伝など行事のお願いするということですか。
- 堀川課長 それぞれ専門に活動していただいております。
- 西川委員 この方々は直接現場指導していないということは、部活動の顧問の先生の代わりに指導する方は別におられるのですね。
- 堀川課長 スポーツ推進員は生涯学習なので、学校教育・学校のクラブ活動とは別になります。
- 吉本課長 学校と重複している方もおられますが、立場が違います。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第24号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長
職務代理者 はい。
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。

- 西川委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 高田教育長 続いて、報告・協議事項といたしまして、「学校施設の耐震診断結果の公表について」を議題といたします。関係課より報告をよろしくお願いし致します。
- 堀川課長 本市の学校施設、幼稚園1か所、小学校8か所、中学校3か所、義務教育学校1か所がございますが、このうち小・中学校、義務教育学校につきましては、耐震化率100パーセントでございます。幼稚園につきましては、竹原西幼稚園が平成32年度に認定こども園に移行しますので、来年度には100パーセントになります。市民の皆様は、学校施設の耐震化の重要性等御認識いただきながら、耐震化の取り組みを知っていただき、教育委員会では、学校施設の耐震化の状況について昨年度もホームページに公表しておりますが、この状況をホームページに掲載したいと考えております。それぞれ各施設の細かい診断結果の状況につきましては、次のとおりとなっております。
- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。
- 竹下委員 小・中学校は100パーセントで、幼稚園は来年度ですか。
- 堀川課長 今年度中に移行手続きをおこないますので、来年度平成32年には幼稚園は使用しない建物になります。
- 中川教育次長 大乘幼稚園・竹原東幼稚園は廃園ではなく、今はまだ休園中ではありません。実際には使用されていないので、耐震化の公表からは外しております。竹原西幼稚園については、非耐震の建物なのですが平成31年度末をもって教育財産ではなくなるということになります。認定こども園に移行して、竹原西幼稚園は廃園になります。教育財産から外れ、公表の対象外となります。平成32年度の期首には小学校・中学校・義務教育学校が公表対象になりますので、来年度には耐震化100パーセントになります。

- 竹下委員 大乘幼稚園は今子どもがいなくて、来年度入られる予定はないのですか。
- 中川教育次長 民間のこども園で大乘こども園、北部では賀茂川こども園という形で、私立は全てこども園化が終わっています。今現在、大乘・竹原東幼稚園は募集をかけておりません。竹原西幼稚園に竹原東幼稚園が統合されて以降、大乘幼稚園も募集停止をして、休園中になっております。
- 竹下委員 募集停止しても廃園ではなく、休園なのですか。
- 中川教育次長 竹原東幼稚園では地域の反対もありましたが、園児が減っている中で竹原西幼稚園に集約した経緯がありまして、地域に配慮して一旦休園という形をとっております。平成32年度から公立の幼保連携型認定こども園を建てるということで、この機会に廃園にする計画になっております。
- 浅野教育長
職務代理者 民間のこども園の耐震化については、全く関わってないのですか。
- 堀川課長 公立の学校施設のみになります。それぞれの設置者の責任においてという部分もありますが、子どもを守るという意味で情報共有も必要だと思います。
- 西川委員 幼保連携型のこども園になるのですか。運営時間が長くなるのですか。
- 中川教育次長 公立幼稚園は幼保連携型こども園になります。こども園の制度で、1号認定・2号認定・3号認定があります。1号認定が、現在の幼稚園のように9時から2時までの保育で、2号認定が現在の保育所のように9時から4時半で、3号認定が0歳から3歳未満児になります。1号認定が、3歳から5歳の現幼稚園、2号認定が3歳から5歳の現保育所という区分になります。実際に、民間のこども園では中央こども園・賀茂川こども園・忠海の2か所のこども園・大乘こども園の全てこの形で受け入れています。公立幼稚園は竹原西幼稚園しかないので、短時間の保育を希望される方は1号、両親が働いているなど保育が必要な場合も、1つの園で分けしながら保育をしていくこととなります。
- 西川委員 来年度開園する公立こども園も1号・2号・3号全て受け入れるのです

ね。

- 中川教育次長 中通保育所・竹原西保育所・竹原西幼稚園を第一期の集約として32年4月開設に向けて、簡易裁判所の隣で工事が始まっております。
- 西川委員 民間のこども園と比べて保育料はどうなっているのですか。
- 中川教育次長 保育料は同じになりますし、閣議決定している中で10月以降無償化になる予定です。保育時間の中では無償になりますが、延長保育・一時預かりについては、引き続き有償です。料金表については、平成27年度において条例化しておりますので、その金額に合わせるようになります。
- 浅野教育長
職務代理者 0歳から3歳の3号認定子どもの保育時間はどうなるのですか。
- 中川教育次長 基本は2号認定と同じ保育時間です。保育所の保育時間をそのまま引き継ぐこととなります。
- 竹下委員 4時半以降7時までが延長保育で別料金になるのですか。保育料無償化になっても延長保育は有料ということですね。
- 中川教育次長 別料金となります。延長部分は有料になります。
- 高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成31年第4回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

平成31年 4月18日 午後2時10分閉会